

公益財団法人トランスコスモス財団と中京大学との 奨学金給付事業に関する協定書

トランスコスモス財団は、同財団が実施する奨学金給付事業に関して、中京大学より推薦された学生に対して、厳正な審査の上、1年間60万円の奨学金を給付する。

(目的)

この協定は、トランスコスモス財団と中京大学の連携の下、より良い社会の更なる発展向上に資することの一環として、大学生・大学院生への奨学金給付事業を通じて優秀な人材の育成支援を図り、もって社会貢献を果たすことを目的とする。

(事業内容)

トランスコスモス財団及び中京大学は前条に規定する目的を実現するために、次に掲げる事業について連携して実行する。

① 大学奨学金給付事業

(期間)

本協定の有効期間は、2017年4月1日から2018年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の3か月前までにいずれかが書面による別段の意思表示をしない限り、期間満了の翌日からさらに1年間継続し、以後の期間満了に際しても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成しトランスコスモス財団、中京大学各々署名の上各1通を保有する。

2017年10月24日

公益財団法人トランスコスモス財団
副理事長

平井孝始

中京大学
学長

安村仁志

公益財団法人トランスコスモス財団と中京大学との 奨学金給付事業に関する覚書

トランスコスモス財団と中京大学は、「公益財団法人トランスコスモス財団と中京大学との奨学金給付事業に関する協定書」に基づき、その事業の一環として、トランスコスモス財団が大学奨学金を中京大学の学生に支給するに当たり、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

奨学金は、より良い社会の更なる発展向上に資することの一環として、トランスコスモス財団が、中京大学の学生・院生への奨学金給付を通じて、優秀な人材の育成支援を図り、もって社会貢献を果たすことを目的とする。

(支給)

奨学金は、中京大学が推薦しトランスコスモス財団が決定した奨学生に対して、トランスコスモス財団から直接に支給されるものとする。

(奨学金の支給額)

奨学生には、トランスコスモス財団の定めるところにより、年額 60 万円の奨学金を支給する。

(奨学生の募集)

中京大学が奨学生の募集を行うに当たっては、トランスコスモス財団が別に定める募集要件に沿って、それを行うものとする。

(奨学生の選考)

奨学生の選考は、中京大学が推薦し、トランスコスモス財団選考委員会における選考を経て、同財団理事会が決定する。

(奨学生の人数)

奨学生の人数は、毎年度、原則として 3 名までとする。ただし、双方の間の協議により、これを超えた人数を対象とすることを妨げない。

(奨学金の支給期間)

奨学金の支給期間は、最長で2年間とする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成しトランスコスモス財団、中京大学各々署名の上各1通を保有する。

2017年10月24日

公益財団法人トランスコスモス財団

副理事長

宇井孝始

中京大学

学長

安村仁志